

## 確約書

年 月 日

(提出先)

大 阪 市 長

所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印



補装具費の代理受領事業者の登録に関する要綱第 3 条の届出にあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

## 記

- 1 補装具の販売又は修理に際しては、関係法令、通達、及び本市要綱等を遵守すること。
- 2 補装具の製作にあたっては、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター等との連携に努めること。
- 3 障がい者等の意思、人権を尊重し、丁寧な対応を常に心がけ、差別的取扱をしてはならない。
- 4 補装具費の支給申請にあたり、その補装具に係る費用の見積書を作成し、障がい者等に発行すること。見積書には、補装具の種目、品目、商品名、要する費用、見積書発行業者名、所在地、連絡先等を明記すること。
- 5 障がい者等から補装具費の支給決定を受け補装具費支給券の交付を受けた旨の連絡があった場合は、すみやかに補装具支給券に記載された補装具を納品すること。その際補装具の機能等に関して十分に説明を行うこと。
- 6 補装具を納品する際には、補装具費支給券に記載された利用者負担額の支払いを障がい者等より受けるものとする。
- 7 補装具を納品する際には、補装具費支給券に障がい者等より、受領年月日、受領者氏名、受領印を記入押印させ、当該補装具費の請求にあたっては、補装具費支給券と補装具費請求書を提出することにより各区保健福祉センターへ請求すること。

- 8 補装具費支給券による補装具購入記録を整備し、契約完了日から5年間保管すること
- 9 補装具費支給券により、補装具を購入する障がい者等が次に該当する場合には、遅滞なくその旨を各区保健福祉センターへ通知すること。
  - (1) 詐欺その他不正な行為により、補装具費の支給を受けようとしたとき
  - (2) 正当な理由なく、補装具の納品や設置に関する指示に従わないとき
- 10 補装具費の支給に関して、市長が必要と認めた調査に協力し、帳簿及び書類の検査や説明を求めた場合又は警告を行った場合にはこれに応じること。
- 11 関係法令、通達、本市の要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について、市長から指導をうけた場合は、直ちにこれに従うこと。
- 12 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により、事業者登録を届け出た場合は、登録を直ちに取消すこと。また、以後市長が定める取消し期間中は事業者になれないことについて、異議を唱えないこと。
- 13 障がい者等から苦情または相談があった場合は、障がい者等の状況を詳細に把握するとともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障がい者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、障がい者等の立場に立って適切な対応方法を検討し対処すること。
- 14 補装具の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により障がい者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障がい者等に対してその損害を賠償すること。
- 15 事業所に職員は、業務上知りえた障がい者又はその家族の個人情報について知りえた秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者に、業務上知りえた秘密保持のため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。
- 16 登録した内容に変更があったときは、速やかにその旨およびその年月日を市長に届けること。